

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 規則

○愛知県行政組織規則の一部を改正する規則	第30号	(総務局総務課)	1
○愛知県事務委任規則の一部を改正する規則	第31号	(同)	5
○自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	第32号	(同)	6
○愛知県公印規則の一部を改正する規則	第33号	(法務文書課)	7
○愛知県公有財産規則の一部を改正する規則	第34号	(財産管理課)	8
○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	第35号	(水大気環境課)	8
○愛知県遺児手当支給規則の一部を改正する規則	第36号	(児童家庭課)	9
○愛知県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	第37号	(医務課)	9
○動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則	第38号	(生活衛生課)	11
○覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則	第39号	(医薬安全課)	11
○愛知県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	第40号	(労働福祉課)	17
○愛知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	第41号	(水産課)	18
○愛知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	第42号	(林務課)	18
○愛知県収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則	第43号	(建設総務課)	18
○愛知県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則	第44号	(下水道課)	18
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	第45号	(建築指導課)	20
○愛知県財務規則の一部を改正する規則	第46号	(会計局管理課)	22

規 則

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第三十号

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則

愛知県行政組織規則(昭和三十九年愛知県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第三十条の規定に基づき設置された愛知県埋蔵文化財調査センター

第三条の二第五項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同条第六項第一号及び第二号中「市町村の」を削る。

第四条第三項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号中「管理」を「管理等」に改め、同号を同項第十四号とし、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第十五項までを二項ずつ繰り上げる。

第五条第四項中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次



の一号を加える。

六 防災拠点に関すること（災害対策課の事務分掌事項を除く。）。

第六条第十三項第三号及び第四号を次のように改める。

三 文化財に関すること。

四 銃砲刀剣類の登録に関すること。

第六条第十三項に次の二号を加える。

五 愛知芸術文化センター、陶磁美術館及び埋蔵文化財調査センターに関すること。

六 文化財保護審議会に関すること。

第六条第十四項中「トリエンナーレ推進室」の下に「及び文化財室」を加え、同条中第十六項を第十七項とし、第十五項の次に次の一項を加える。

16 文化財室においては、次の事務を処理する。

一 文化財に関すること。

二 銃砲刀剣類の登録に関すること。

三 埋蔵文化財調査センターに関すること。

四 文化財保護審議会に関すること。

第七条中第十二項を第十四項とし、第八項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、同条第七項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 介護人材の確保に関すること（地域福祉課の事務分掌事項を除く。）。

第七条中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 障害福祉課に医療療育支援室を置く。

8 医療療育支援室においては、医療療育総合センターに関する事務を処理する。

第七条の二第九項第二十四号中「動物保護管理センター」を「動物愛護センター」に改め、同条第十項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第十一項中「園芸農産課及び畜産課」を「及び園芸農産課」に改める。

第十条第二項及び第十四項中「航空対策課」を「航空空港課」に改める。

第十条の三第二項中第二十二号から第二十五号までを削り、第二十六号を第二十二号とし、同条第七項第十四号を次のように改める。

十四 建設工事（土木工事を除く。）に係る分別解体等に関すること。

第十条の三第七項に次の三号を加える。

十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

十六 愛知県建築物環境配慮制度に関すること。

十七 都市の低炭素化の促進に関すること。

第十一条第一項中「スポーツ課」を「スポーツ振興課
競技・施設課」に改め、同条第二項中「スポーツ課」を「スポーツ振興課」に改め、第九号から第十三号までを削り、第十四号を第九号とし、第十五号を第十号とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 競技・施設課においては、次の事務をつかさどる。

一 スポーツ及びレクリエーションの普及奨励に関すること。

二 スポーツ施設の整備に関すること。

三 スポーツの指導者の養成に関すること。

四 アスリートの育成に関すること。

五 その他スポーツ行事に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。

第十四条の二第四項企画調整課の分掌事務中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十四条の三中第七項から第十項までを削り、第六項を第七項とし、同条第五項中「愛知県西三河県民事務所豊田加茂環境保全課」を「愛知県海部県民事務所環境保全課、愛知県知多県民事務所環境保全課及び愛知県西三河県民事務所豊田加茂環境保全課」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項総務県民課の分掌事務中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 市町村の地域振興に関すること。

第十四条の三第四項総務県民課の分掌事務の次に県民防災安全課の分掌事務として次のように加える。

県民防災安全課

一 文書及び公印の管守に関すること。

二 職員の人事及び福利厚生に関すること。

三 予算、会計及びその他庶務に関すること。

四 建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。

五 証紙の売りさばきに関すること。

六 広報及び広聴に関すること。

七 県政に関する情報提供に関すること。

- 八 青少年施策の推進に関すること。
- 九 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- 十 地域における地方機関間の連絡調整に関すること。
- 十一 市町村の地域振興に関すること。
- 十二 市町村その他公共団体に関する情報収集、連絡調整、相談等に関すること（他の地方機関及び課の事務分掌事項を除く。）。
- 十三 防災に関すること。
- 十四 武力攻撃事態等における国民の保護等に関すること。
- 十五 災害救助に関すること（福祉相談センターの事務分掌事項を除く。）。
- 十六 消防に関すること。
- 十七 高圧ガスの保安等に関すること。
- 十八 火薬類の取締りに関すること。
- 十九 電気工事業者の登録等に関すること。
- 二十 電気用品及びガス用品に関すること。
- 二十一 安全なまちづくりに関する施策の推進に関すること。
- 二十二 交通安全施策の推進に関すること。
- 二十三 その他他の課の主管に属しないこと。

第十四条の三中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 愛知県海部県民事務所及び愛知県知多県民事務所に次の課を置く。

- 県民防災安全課
- 環境保全課
- 産業労働課

第二十条から第二十二条までを次のように改める。

（埋蔵文化財調査センター）

第二十条 愛知県埋蔵文化財調査センターに総務調査課を置く。

2 総務調査課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 文書及び公印の管守に関すること。
- 二 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- 三 予算、会計及びその他庶務に関すること。
- 四 建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
- 五 埋蔵文化財の調査研究に関すること。
- 六 埋蔵文化財の保存処理、収蔵及び展示に関すること。
- 七 埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行に関すること。
- 八 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること。
- 九 埋蔵文化財に関する知識の普及及び広報に関すること。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十四条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 環境学習に関すること。

第二十四条第四項企画情報部の分掌事務中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 環境学習に関すること。

第二十四条第六項に次の一号を加える。

五 環境学習に関すること。

第三十四条の見出しを「（動物愛護センター）」に改め、同条第一項及び第三項中「愛知県動物保護管理センター」を「愛知県動物愛護センター」に改め、同条第四項の表中「愛知県動物保護管理センター尾張支所」を「愛知県動物愛護センター尾張支所」に、「愛知県動物保護管理センター知多支所」を「愛知県動物愛護センター知多支所」に、「愛知県動物保護管理センター東三河支所」を「愛知県動物愛護センター東三河支所」に改める。

第五十一条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「愛知県知多建設事務所西知多道路常滑出張所を常滑市」を「愛知県知多建設事務所西知多道路出張所を知多市」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 愛知県尾張建設事務所の所掌する愛・地球博記念公園整備事業に係る事務を分掌させるため、愛知県尾張建設事務所愛・地球博記念公園出張所を長久手市に置く。

第五十一条中第十四項を第十五項とし、第九項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9 第七項に規定するもののほか、愛知県東三河建設事務所総務課にあつては、愛知県行政機関設置条例第十四条第二項の規定にかかわらず、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市及び北設楽郡の区域に係る

土地開発行為の協議及び指導に関する事務を分掌する。

第五十六条第一項の表政策企画局の項の次に次の一項を加える。

建設局	建設政策推進監	知事の命を受け、建設局、都市整備局及び建築局に関連する重要政策課題に係る高度で専門的な総合調整に関する事務を掌理し、並びに知事が命ずる事務を掌理する。
-----	---------	---

第五十六条第一項の表中「主幹」を「担当課長」に、

室	室長補佐	室長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
課・室	主任主査	上司が命ずる事務を処理する。

を

室	室長補佐	室長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
---	------	-------------------------

に改め、同条第二項の表福祉局の項の次に次の一項を加える。

経済産業局	スタートアップ推進監	局長を補佐し、スタートアップに関する施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、並びにスタートアップ推進課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
-------	------------	--

第五十六条第二項の表農業水産局の項中

農林水産推進監	上司の命を受け、農業水産局及び農林基盤局全般に関連する施策の総合調整に関する事務を掌理し、並びに上司が命ずる事務を掌理する。
---------	--

を

農林水産推進監	上司の命を受け、農業水産局及び農林基盤局全般に関連する施策の総合調整に関する事務を掌理し、並びに上司が命ずる事務を掌理する。
---------	--

畜産振興監	局長を補佐し、畜産の振興の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、並びに畜産課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
-------	---

に改め、同表

農林基盤局の項を削り、同表建設局の項中

建設政策推進監	上司の命を受け、建設局、都市整備局及び建築局全般に関連する施策の総合調整に関する事務を掌理し、並びに上司が命ずる事務を掌理する。
---------	--

を

豊川水系対策本部副本部長	上司の命を受け、豊川水系の水資源対策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、並びに上司が命ずる事務を掌理する。
--------------	---

豊川水系対策本部副本部長	上司の命を受け、豊川水系の水資源対策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、並びに上司が命ずる事務を掌理する。
--------------	---

に、「航空対策

課」を「航空空港課」に改め、同表スポーツ局の項中「国際スポーツ大会推進監」を「スポーツ監」に、「スポーツ課」を「スポーツ振興課、競技・施設課」に改め、同表航空対策課の項中「航空対策課」を「航空空港課」に改める。

第五十七条第一項の表東京事務所から港務所までから農業総合試験場及び水産試験場までの項中「自治研修所」を「自治研修所 埋蔵文化財調査センター」に、「動物保護管理センター」を「動物愛護センター」に改め、同表

東京事務所から港務所までからあいち海上の森センターまでの項中「動物保護管理センター」を「動物愛護センター」に改め、同表支所（尾張県民事務所の県民センターを除く。）の項中「尾張県民事務所の県民センターを除く。」を削り、同表尾張県民事務所の県民センターの項を削り、同表東京事務所の課から港務所

の課までの項中「福祉相談センターの課 医療療育総合センターの運用部の課」を「福祉相談センターの課」に改め、同表消防学校の

の教務課から建設事務所の課までの項中「保健所の課 医療療育総合センターの療育支援センターの課」を「保健所の課」に改め、同表愛知芸術文化センターの美術館の課及び陶磁美術館の課の項中「陶磁美術館の課」を

「陶磁美術館の課 埋蔵文化財調査センターの課」に改め、同表地方機関から地方機関の支所、出張所、駐在室、保健分室、管理所、東三河農業研究所、段戸山牧場、種鶏場及び漁業生産研究所までの項中

主任主査	上司が命ずる事務を処理する。
------	----------------

を

主任専門員	上司が命ずる専門事項に関する事務を処理する。
-------	------------------------

主任専門員	上司が命ずる専門事項に関する事務を処理する。
-------	------------------------

に改める。

第五十九条第一項の表東京事務所から港務所までの項中「動物保護管理センター」を「動物愛護センター」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

愛知県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第三十二号

愛知県事務委任規則の一部を改正する規則

愛知県事務委任規則（昭和四十年愛知県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一 東三河総局長又は県民事務所長の項第六十二号の二中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改め、同号を同項第六十二号の四とし、同項第六十二号の次に次の二号を加える。

六十二の二 浄化槽法第十一条の二第二項の規定により浄化槽の使用の休止の届出を受理すること。

六十二の三 浄化槽法第十一条の二第二項の規定により浄化槽の使用の再開の届出を受理すること。

別表第一 東三河総局長又は県民事務所長の項第六十五号及び第六十五号の二中「第十一条第一項」を「第十一条第一項本文」に改め、同項第六十五号の三の次に次の四号を加える。

六十五の四 浄化槽法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により浄化槽の設置に関する計画の協議に応じ、同意をすること。

六十五の五 浄化槽法附則第十一条第一項の規定により特定既存単独処理浄化槽に関し除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすること。

六十五の六 浄化槽法附則第十一条第二項の規定により除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告すること。

六十五の七 浄化槽法附則第十一条第三項の規定により勧告に係る措置をとることを命ずること。

別表第一 動物保護管理センター所長の項第七号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同項第十号の二中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の五第二項」に、「犬猫等」を「動物」に改め、同項第十号の三中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の六」に改め、同項第十一号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 動物の愛護及び管理に関する法律第二十三條第三項（同法第二十四條の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第一 動物保護管理センター所長の項第十三号中「第二十三條第三項（同法第二十四條の四）を「第二十三條第四項（同法第二十四條の四第一項）」に改め、同項第十三号の四を同項第十三号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

十三の七 動物の愛護及び管理に関する法律第二十五條第一項の規定により必要な指導又は助言をすること。

別表第一 動物保護管理センター所長の項第十三号の三を同項第十三号の五とし、同項第十三号の二中「第二十四條の二」を「第二十四條の二の二」に改め、同号を同項第十三号の四とし、同項第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二 動物の愛護及び管理に関する法律第二十四條の二第二項の規定により必要な勧告をすること。

十三の三 動物の愛護及び管理に関する法律第二十四條の二第二項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第一 動物保護管理センター所長の項第十四号中「第二十五條第二項」を「第二十五條第二項」に改め、同項第十五号中「第二十五條第二項」を「第二十五條第三項」に改め、同項第十五号の二中「第二十五條第三項」を「第二十五條第四項」に改め、同項第三十号中「第十三條第十号」を「第十三條第十一号」に改め、同項中「動物保護管理センター所長」を「動物愛護センター所長」に改める。

別表第二 東三河総局長又は県民事務所長の項第十号中「に対し浄化槽の保守点検業務」を「その他浄化槽保守点検業を営む者に対しその業務」に、「の営業所若しくは事務所」を「その他浄化槽保守点検業を営む者の営業所、事務所その他の場所」に改め、同表保健所長の項第四号の七中「第十七条第一項、同条第二項」を「第十八條第一項」に改め、「及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十六條の七第一項第二号」を削り、「毒物又は劇物の販売業者」を「毒物劇物業者」に、「当該職員に店舗」を「薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に製造所」に、「毒物」を「若しくは毒物」に、「に規定する」を「の毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）で定める」に改め、「（毒物又は劇物の製造業者及び輸入業者のうちその製造業及び輸入業について同法第四条第一項の規定による厚生労働大臣の登録を受けたものに係るものを除く。）」を削り、同項第四号の九中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同項第四号の十中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤保管営業所」を「覚醒剤保管営業所」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「覚せい剤若しくは覚せい剤」を「覚醒剤若しくは覚醒剤」に改め、同項第四号の十一中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同項第五号の三中「第二十五條の五第二項」を「第二十九條第二項」に改め、「又は」の下に「同項第一号から第三号までに掲げる」を加え、同項第五号の四中「第二十五條の七」を「第三十一條」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同

項第五号の五中「第二十五条の八第二項」を「第三十二条第一項」に「特定施設」を「特定施設等」に改め、同項第五号の六中「第二十五条の八第三項」を「第三十二条第二項」に改め、同項第五号の七中「第二十五条の八第三項」を「第三十二条第三項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同項第五号の九中「第二十七条第二項」を「第六十一条第二項」に「検査」を「検査させ」に改め、同号を同項第五号の十六とし、同号の次に次の二号を加える。

五の十七 健康増進法改正法附則第二条第五項の規定により喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、喫煙可能室設置施設の状態その他必要な事項に関し報告をさせ、又は職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、喫煙可能室設置施設の状態若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

五の十八 健康増進法改正法附則第三条第三項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状態その他必要な事項に関し報告をさせ、又は職員に、指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状態若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第二保健所長の項第五号の八中「第二十五条の九第一項」を「第三十八条第一項」に「特定施設」を「特定施設等」に改め、同号を同項第五号の十五とし、同項第五号の七の次に次の七号を加える。

五の八 健康増進法第三十四条第一項（健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号。次号、第五号の十、第五号の十七及び第五号の十八において「健康増進法改正法」という。）附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により喫煙専用室標識等を直ちに除去し、又は喫煙専用室等の供用を停止することを勧告すること。

五の九 健康増進法第三十四条第二項（健康増進法改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により勧告に従わなかつた旨を公表すること。

五の十 健康増進法第三十四条第三項（健康増進法改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

五の十一 健康増進法第三十六条第一項の規定により喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、喫煙目的室標識等を直ちに除去し、又は喫煙目的室設置施設の供用を停止することを勧告すること。

五の十二 健康増進法第三十六条第二項の規定により喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、喫煙目的室標識等を直ちに除去し、又は喫煙目的室の供用を停止することを勧告すること。

五の十三 健康増進法第三十六条第三項の規定により勧告に従わなかつた旨を公表すること。

五の十四 健康増進法第三十六条第四項の規定により喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第二保健所長の項中第二十五号の三を第二十五号の五とし、第二十五号の二を第二十五号の四とし、第二十五号の次に次の二号を加える。

二十五の二 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第十七条第一項の規定により住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又は職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

二十五の三 住宅宿泊事業法第四十五条第二項の規定により住宅宿泊管理業者に対し、その業務に関し報告を求め、又は職員に、住宅宿泊管理業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第二動物保護管理センター所長の項中「動物保護管理センター所長」を「動物愛護センター所長」に改め、同項第一号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

一 動物の愛護及び管理に関する法律第二十四条の二第三項の規定により必要な報告を求め、又は職員に飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設等を検査させること。

二 動物の愛護及び管理に関する法律第二十五条第五項の規定により必要な報告を求め、又は職員に動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設等を検査させること。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一動物保護管理センター所長の項第三十号の改正規定 公布の日

二 別表第一動物保護管理センター所長の項の改正規定（同項第三十号の改正規定及び「動物保護管理センター所長」を「動物愛護センター所長」に改める部分を除く。）及び別表第二動物保護管理センター所長の項の改正規定（「動物保護管理センター所長」を「動物愛護センター所長」に改める部分を除く。） 令和二年六月一日

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀 章

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則(昭和四十九年愛知県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第四項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

(温泉法施行細則等の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「愛知県尾張県民事務所海部県民センター環境保全課」を「愛知県海部県民事務所環境保全課」に、「愛知県尾張県民事務所知多県民センター環境保全課」を「愛知県知多県民事務所環境保全課」に改める。

一 温泉法施行細則(平成十四年愛知県規則第四十六号)別表

二 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成十六年愛知県規則第五十四号)別表

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

愛知県公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第三十三号

愛知県公印規則の一部を改正する規則

愛知県公印規則(昭和三十年愛知県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「少子化対策監」の下に「スタートアップ推進監」を、「観光推進監」の下に「畜産振興監」を加え、「全国植樹祭推進監」を削り、「国際スポーツ大会推進監」を「スポーツ監」に改め、同条第十一号を削る。

別表知事印の項中「スポーツ課長」を「スポーツ振興課長」に、

愛知県東三河総局 新設振興事務所 所長	愛知県尾張県民センター 海部県民センター 事務長	愛知県尾張県民センター 知多県民センター 事務長
---------------------------	--------------------------------	--------------------------------

を「愛知県東三河総局
新設振興事務所
所長」に改め、同表局長印

の項中「スポーツ課長」を「スポーツ振興課長」に改め、同表国際監、人事管理監、県民安全監、人権推進監、女性の活躍促進監、地球温暖化対策監、資源循環推進監、介護推進監、少子化対策監、就業推進監、技能五輪・アビリンピック推進監、観光推進監、水産振興監、全国植樹祭推進監、道路監、治水防災対策監、水資源監、港湾空港推進監、リニア・交通対策監、建築指導監及び国際スポーツ大会推進監印の項中

「少子化対策監」の次に「スタートアップ推進監」を、「観光推進監」の次に「畜産振興監」を加え、「全国植樹祭推進監」を削り、「国際スポーツ大会推進監」を「スポーツ監」に、

児童家庭課長	スタートアップ推進課長
--------	-------------

に、「水産課長」を「畜産課長」に、「森林保全課長」を「水産課長」に、「スポーツ課長」を「スポーツ振興課長」に改め、同表地方機関の長印の

児童家庭課長

を

項中
 「愛知県東三河総局
 新城設楽振興事務
 所長」
 「愛知県尾張県民セ
 ンター事務長」
 「愛知県尾張県民セ
 ンター事務長」
 を
 「愛知県東三河総局
 新城設楽振興事務
 所長」
 に、
 「動物保護管理セン
 ター支所長」
 を
 「動物愛護センター
 支所長」
 に改め、同表愛知県尾張県民事務
 所の海部県民センター及び知多県民センターの長印の項を削る。

附則
 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

愛知県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第三十四号

愛知県公有財産規則の一部を改正する規則
 愛知県公有財産規則（昭和四十八年愛知県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
 第四十一条第一項第一号及び第四号中「関係主幹」を「関係担当課長」に改める。

附則
 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布す
 る。
 令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第三十五号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則（平成十三年愛知県規則第八十七号）の
 一部を次のように改正する。
 第二条ただし書中「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に改める。
 第十二条第二項中「、認定証のほか」を削り、同項第一号中「同項第八号」を「同項第七号」に改め、同
 項第二号中「第九条第一項第十号」を「第九条第一項第九号」に改め、同項第五号中「第九条第一項第九号」
 を「第九条第一項第八号」に改める。
 第十四条第四号中「次条」の下に「又は第十六条第二項」を加え、同条第六号中「第十六条第二項」を「第
 十六条第三項」に改める。
 第十五条第三項中「法第四十六条第二項」を「省令第五十条」に改める。
 第十六条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第一種フロン類引取業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定
 製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者
 から、これらの者に係る前項の記録を閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がない限り、その
 申出に応じなければならない。

別表中「愛知県尾張県民事務所海部県民センター環境保全課」を「愛知県海部県民事務所環境保全課」に
 「愛知県尾張県民事務所知多県民センター環境保全課」を「愛知県知多県民事務所環境保全課」に改める。

様式第七中
 「第16条第2項」
 を
 「第16条第3項」
 に改める。

様式第九(裏)中
 「第一種フロン類引渡受託者」
 を
 「特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者」
 に、
 「第一種フロン類再生業者」
 を
 「第一種特定製品引取等実施者、第一種フロン類再生業者」
 に、
 「設置する場所」
 を
 「設置する場所、第一種特定製品の引取り等を行う場所、解体工事に係る建築物その他の工作物若しくは解体工事の場所」
 に改める。

附 則
 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十二条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

愛知県遺児手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第三十六号

愛知県遺児手当支給規則の一部を改正する規則
 愛知県遺児手当支給規則（昭和四十五年愛知県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第七及び様式第七の二中
 「控除対象配偶者及び扶養親族」
 を
 「同一生計配偶者及び扶養親族」
 に、
 「老人控除対象配偶者」
 を
 「70歳以上の同一生計配偶者」
 に改める。

附 則
 1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 平成二十九年以前の年の所得に係る遺児手当認定申請書については、なお従前の例による。

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第三十七号

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
 愛知県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則（平成二十年愛知県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の三の次に次の一条を加える。
 （指定研修修了証明書）

第七条の四 修学資金の貸与を受けた者であつて、指定研修（条例第八条第四項（条例第十三条において準用する場合を含む。）の規定により知事が指定する研修をいう。）を修了したものは、遅滞なく、指定研修修了証明書（様式第六の四）を知事に提出しなければならない。

第九条第一号ハを削る。

第十一条第一号口中「様式第九」を「様式第十」に改め、同号ハを削る。

第十七条第三項を次のように改める。

- 3 前項第七号及び第八号の規定は、修学資金のうち条例第三条第二項の規定により加算された額に係るものについて準用する。この場合において、前項第七号中「に勤務しなかった」とあるのは「において小児科又は産婦人科の診療業務に従事しなかった」と、「に勤務したとき又は勤務しなかった」とあるのは「において小児科又は産婦人科の診療業務に従事したとき又は従事しなかった」と、同項第八号中「に勤務しなくなった」とあるのは「において小児科又は産婦人科の診療業務に従事しなくなった」と、「に勤務したとき又は勤務しなかった」とあるのは「において小児科又は産婦人科の診療業務に従事したとき又は従事しなかった」と読み替えるものとする。

様式第六の三の次に次の様式を加える。

指定研修修了証明書		年	月	日		
愛知県知事 殿						
所在地 指定研修に係る 基幹施設の名称 管理者 印						
下記の者は、当基幹施設の専門研修プログラムを受講し、指定研修を修了したことを証明します。						
住所						
氏名						
生年月日	年	月	日			
診療科及び 専門研修プログラム名	診療科					
	専門研修プログラム名					
指定研修を受けた医療 機関の名称及び期間 (指定研修の開始から 修了まで、研修 期間ごとに記入す ること。)	①	指定研修を受けた医療機関： 年 月 日 ～ 年 月 日 (年 簡月)	年	月	日	
	②	指定研修を受けた医療機関： 年 月 日 ～ 年 月 日 (年 簡月)	年	月	日	
	③	指定研修を受けた医療機関： 年 月 日 ～ 年 月 日 (年 簡月)	年	月	日	
	④	指定研修を受けた医療機関： 年 月 日 ～ 年 月 日 (年 簡月)	年	月	日	
休止期間	年	月	日	年	月	日
指定研修の開始から修了までに休止期間があったときはその期間及びその理由	休止の理由					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第九及び様式第十一中

条例第8条第2項第1号に規定する研修を受けた医療機関等の名称及び期間	名称	期間
	年 月 日 年 月 日	日 から 日まで
指定研修を受けた医療機関の名称、診療科及び期間	名称	診療科
	年 月 日 年 月 日	日 から 日まで

を

条例第8条第2項第1号(条例第13条において準用する場合を含む。)に規定する研修を受けた医療機関等の名称及び期間	名称	期間
	年 月 日 年 月 日	日 から 日まで
指定研修を受けた医療機関の名称、診療科及び期間	名称	診療科
	年 月 日 年 月 日	日 から 日まで

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県規則第三十八号

動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則
動物の愛護及び管理に関する規則(平成十三年愛知県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
第六条の二中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改める。

様式第一から様式第六までの規定中
「愛知県動物保護管理センター所長」を「愛知県動物愛護センター所長」に改める。

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第六条の二の改正規定は、同年六月一日から施行する。

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県規則第三十九号

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

様式第八から様式第十までの規定中	覚醒剤原料 「 取扱者の業務 研究者の研究 に、 覚せい剤取締法 を 覚醒剤取締法 に改める。」	覚せい剤原料 「 取扱者の業務 研究者の研究 を 覚せい剤原料 研究者の研究 に、 覚醒剤原料 研究者の研究 に、 覚せい剤取締法 を 覚醒剤取締法 に改める。」	様式第七中 「 取扱者の業務 研究者の研究 を 覚せい剤原料 研究者の研究 に、 覚醒剤原料 研究者の研究 に、 覚せい剤取締法 を 覚醒剤取締法 に改める。」	様式第六中 「 取扱者の業務 研究者の研究 を 覚せい剤原料 研究者の研究 に、 覚醒剤原料 研究者の研究 に、 覚せい剤取締法 を 覚醒剤取締法 に改める。」	様式第五中 「 取扱者の業務 研究者の研究 を 覚せい剤原料 研究者の研究 に、 覚醒剤原料 研究者の研究 に、 覚せい剤取締法 を 覚醒剤取締法 に改め、同様式備考第二
------------------	--	---	--	--	---

改める。

改める。

二
号
中

「覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」

を

「覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者」

に

改める。

様式第十一(その二)中

「覚せい剤原料事故届出書」

を

「覚醒剤原料事故届出書」

に

「覚せい剤取締法第30条の14」

を

「覚醒剤取締法第30条の14第1項」

に

「覚せい剤原料の」

を

「覚醒剤原料の」

に改める。

様式第十一(その一)中

「覚せい剤原料事故届出書」

を

「覚醒剤原料事故届出書」

に

「覚せい剤取締法第30条の14」

を

「覚醒剤取締法第30条の14第1項」

に

「覚せい剤原料の」

を

「覚醒剤原料の」

に改め、同様式備考第

様式第十一中

「愛知県知事」

を

「愛知県知事」

に

「覚せい剤取締法」

を

「覚醒剤取締法」

に

「覚せい剤原料取扱者
研究者」

を

「覚せい剤原料取扱者
研究者」

に

「氏名」

を

「氏名(名称)」

に

「
 一 号 中
 覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者
 を
 覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者
 に改める。」

様式第十四(その二)中
 覚せい剤原料処分立分会依頼書
 を
 覚醒剤原料処分立分会依頼書
 に、

「
 覚せい剤取締法
 を
 覚醒剤取締法
 に、
 覚せい剤原料の処分の立会
 を
 覚醒剤原料の処分の立会
 に改め、同様式備考第

「
 覚せい剤取締法
 を
 覚醒剤取締法
 に、
 覚せい剤原料の
 を
 覚醒剤原料の
 に改める。」

「**覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者**」
 一 号 中
 を
 「**覚せい剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者**」
 に改める。

様式第十五(その二)中
 「**覚せい剤原料処分立会依頼書**」
 を
 「**覚醒剤原料処分立会依頼書**」
 に、
 「**覚せい剤取締法**」
 を
 「**覚醒剤取締法**」
 に、
 「**覚せい剤原料の処分の立会**」
 を
 「**覚醒剤原料の処分の立会**」
 に改める。

様式第十六中
 「**覚せい剤原料取扱品目等変更届出書**」
 を
 「**覚醒剤原料取扱品目等変更届出書**」
 に、
 「**覚せい剤原料の**」
 を
 「**覚醒剤原料の**」
 に改める。

附 則
 (施行期日)

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年愛知県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。
 別表覚せい剤取締法施行細則(平成十二年愛知県規則第四百四号)の項中「覚せい剤取締法施行細則」を「覚醒剤取締法施行細則」に改める。

愛知県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四十号

愛知県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

愛知県労働委員会事務局の組織に関する規則（平成十六年愛知県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表中

課	主 幹	上司が命ずる事務を掌理する。
課	課 長 補 佐	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
課	主 任 主 査	上司が命ずる事務を処理する。
課	課 長 補 佐	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。

を
に

改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

愛知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四十一号

愛知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛知県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年愛知県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

愛知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四十二号

愛知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛知県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年愛知県規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項各号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

愛知県収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四十三号

愛知県収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県収用委員会事務局の設置等に関する規則（昭和四十五年愛知県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の表主任主査の項中「主任主査」を「主任専門員」に、「事務」を「専門事項に関する事務」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

愛知県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四十四号

愛知県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

愛知県流域下水道事業財務規則（平成三十一年愛知県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び耐用年数」を「並びに耐用年数」に改め、同条第四号イ(4)中「装置」を「及び装置並びに」に改める。

第四条第二項中「主幹」を「担当課長」に改め、同条第二項中「管財」を「物品等の管理」に改め、「担当する」の下に「グループの長である」を加え、「総務課長」を「総務課の長」に改める。

第十条第二号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同条第四号に次のように加える。

一 預り金整理簿

第二十五条第一項中「物品の」を「物品等の」に改める。

第三十一条第一項ただし書中「第十号及び第十一号」を「第九号及び第十号」に改め、同項中第一号を削

り、第二号を第一号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十条中「第二百四十三条の二第二項後段」を「第二百四十三条の二の二第二項後段」に改める。

第七十一条中「公有財産」の下に「又は第二条第六号に規定する知事が別に定める有形固定資産」を加え、「物品を」を「物品等を」に改める。

第七十二条第二項中「物品関係」を「物品等関係」に改める。

別表第一費用の部中
賞与引当金繰入額
賃金
賞与引当金として計上するための繰入額
臨時職員及び人夫の賃金
を

賞与引当金繰入額
賞与引当金として計上するための繰入額
に改め、「支給する旅費」の下に「及び会

計年度任用職員の通勤に係る費用」を加え、
受託事業費
給料
手当等
賞与引当金繰入額
賃金
を

受託事業費
給料
手当等
賞与引当金繰入額
賃金
に、
総係費
給料
手当等
賞与引当金繰入額
賃金
を

総係費
給料
手当等
賞与引当金繰入額
賃金
に、
その他引当金繰入額
負担金等返還金
を
その他引当金繰入額
に、
有価証券売却
原価
貸倒引当金繰入額
を

有価証券売却
原価
貸倒引当金繰入額
負担金等返還金
に、
その他特別損失
を
その他特別損失
負担金等返還金
に改め、同表

負債の部中「未払賃金」を削る。

別表第二賃金の項を削り、同表旅費の項中「請求書」の下に「内訳書」を加える。

様式第三十八及び様式第二十九中 を に改める。

「円」 「円」 「円」

金額 金額 (うち消費税額)

様式第三十三中

注文書兼請求書 (流域下水道事業)

決	説	欄
下配のとおり発注してよろしいか。		
		所属課

を

注文書兼請求書 (流域下水道事業)

決	説	欄						
下配のとおり発注してよろしいか。								
執行機関	年度	事業	予算種別	款	項	目	節	節

に改める。

附 則

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 改正後の愛知県流域下水道事業財務規則第三十一条第一項、別表第一及び別表第二の規定は、令和二年度の予算から適用する。
- この規則の施行の際現に改正前の愛知県流域下水道事業財務規則の規定に基づいて作成されている納入通知書、納付書及び注文書兼請求書の用紙は、改正後の愛知県流域下水道事業財務規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県規則第四十五号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則
建築基準法施行細則 (昭和四十六年愛知県規則第五十五号) の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表(一)項中「(一)項(イ)欄」を「(七)項(イ)欄」に改め、同項を同表(六)項とし、同表(一)項中「建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)」を「令」に、「三階以上の階及び地階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ百平方メートル以下(以下「特定規模」という。)」を「特定規模」に、「令第十三条第一号に規定する避難階(以下「避難階」という。)」を「避難階」改め、同項を同表(七)項とし、同項の前に次の六項を加える。

(一)	法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途(劇場、映画館、演芸場及び屋外観覧場を除く。)	階数が三以上で、(イ)欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下で、かつ、その用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階又は地階にあるもの(三階以上の階及び地階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ百平方メートル以下(以下「特定規模」という。))のもの及び建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第十三条第一号に規定する避難階(以下「避難階」という。)以外の階を(イ)欄に掲げる用途に供しないものを除く。)
(二)	劇場、映画館又は演芸場	階数が三以上で、(イ)欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下で、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの 一 その用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階又は地階にあるもの(特定規模のもの及び避難階以外の階を(イ)欄に掲げる用途に供しないものを除く。) 二 主階が一階にないもの(避難階以外の階を(イ)欄に掲げる用途に供しないものを除く。)
(三)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル又は旅館	階数が三以上で、(イ)欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下で、かつ、その用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階又は地階にあるもの(特定規模のもの及び避難階以外の階を(イ)欄に掲げる用途に供しないものを除く。)
(四)	高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(平成二十八年国土交通省告示第二百四十号第一第二項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途をいう。第二項において同じ。)	階数が三以上で、(イ)欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下で、かつ、その用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階又は地階にあるもの(特定規模のもの及び避難階以外の階を(イ)欄に掲げる用途に供しないものを除く。)
(五)	法別表第一(イ)欄(三)項に掲げる用途(学校又は学校に附属する体育館その他これに類する用途を除く。)	階数が三以上で、(イ)欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下で、かつ、その用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階にあるもの(特定規模のもの及び避難階以外の階を(イ)欄に掲げる用途に供しないものを除く。)
(六)	法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途	階数が三以上で、(イ)欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下で、かつ、その用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階又は地階にあるもの(特定規模のもの及び避難階以外の階を(イ)欄に掲げる用途に供しないものを除く。)

第三条第三項の表(一)項中「限る。」の下に「第一項の表(一)項(イ)欄に掲げる用途に供する建築物であつて同項(イ)欄に掲げる規模のもの及び同表(二)項(イ)欄に掲げる用途に供する建築物であつて同項(イ)欄に掲げる規模のもの」を加え、同表(二)項中「限る。」の下に「及び第一項の表(三)項(イ)欄に掲げる用途に供する建築物であつて同項(イ)欄に掲げる規模のもの(病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。))の用途に供するものに限る。」を加え、同表(三)項中「限る。」の下に「及び第一項の表(三)項(イ)欄に掲げる用途に供する建築物であつて同項(イ)欄に掲げる規模のもの(ホテル又は旅館の用途に供するものに限る。)」を加え、同表(四)項中「(平成二十八年国土交通省告示第二百四十号第一第二項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途をいう。)」を削り、「限る。」の下に「及び第一項の表(四)項(イ)欄に掲げる用途に供する建築物であつて同項(イ)欄に掲げる規模のもの」を加え、同表(五)項中「限る。」の下に「及び第一項の表(六)項(イ)欄に掲げる用途に供する建築物であつて同項(イ)欄に掲げる規模のもの」を加え、同表(六)項中「限る。」の下に「及び第一項の表(五)項(イ)欄に掲げる用途に供する建築物であつて同項(イ)欄に掲げる規模のもの」を加え、同表(七)項中「第一項の表(一)項(イ)欄」を「第一項の表(七)項(イ)欄」に改め、同表(六)項中「第一項の表(二)項(イ)欄」を「第一項の表(六)項(イ)欄」に改める。

第七條第一号中「第三條第一項の表(一)項(イ)欄」を「第三條第一項の表(七)項(イ)欄」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

愛知県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四十六号

愛知県財務規則の一部を改正する規則

愛知県財務規則(昭和三十九年愛知県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第七十三條の二」を「第七十三條の三」に改める。

第二條第三号中「スポーツ局スポーツ課」を「スポーツ局スポーツ振興課」に改める。

第四條第二項中「主幹」を「担当課長」に、「課長補佐」を「グループの長である課長補佐」に改め、同條第二項第一号中「総務局総務部法務文書課県史編さん室が作成する」を「総務局総務部法務文書課における」に改め、同條第三項第一号及び第二号中「主幹」を「担当課長」に、「課長補佐」を「グループの長である課長補佐」に改め、同項第三号中「主幹」を「担当課長」に、「室長補佐」を「グループの長である室長補佐」に改め、「家賃」の下に「、附常設備使用料」を加え、同項第四号中「主幹」を「担当課長」に、「課長補佐」を「グループの長である課長補佐」に改め、同條第四項第五号中「主任主査」を「課長補佐」に改める。

第三十四條第四項第三号中「家賃」の下に「、附常設備使用料」を加える。

第四十六條第一項第三号を削り、同條第二項中「(前項第三号に掲げる分任出納員を含む。第五十條第二項及び第三項、第五十一條、第五十四條の二第三項及び第四項、第五十四條の六第四項及び第五項並びに第五十七條において同じ。)」を削る。

第五十四條の四第三項及び第五十四條の五第二項中「第四十六條第一項第三号に掲げる分任出納員を含む。」を削る。

第七十條第一項ただし書中「第十四号及び第十五号」を「第十三号及び第十四号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第八十條第三項中「契約者」を「県と契約を結んだ者(以下「契約者」という。)」に改める。

第一百三十條第一項中「県と契約を結んだ者(以下「契約者」という。)」を「契約者」に改める。

第一百三十一條第一項に次のただし書を加える。

ただし、契約者の責めに帰することができない理由により同條第一項第二号に掲げる場合に該当するとして契約を解除されたときは、この限りでない。

第一百三十五條第二項第二号中「契約者の責に帰する理由により」を「県の責めに帰すべき理由によらないで契約者が」に、「履行しないとき、又は履行の」を「履行せず、又は履行する」に改め、同項第五号中「行なう」を「行う」に改める。

第一百三十六條第二項中「二・七パーセント」を「二・六パーセント」に改める。

第一百八十一條第二項第一号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、同項第三号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、(七)を(六)とする。

第一百八十四條中「第二百四十三條の二第一項後段」を「第二百四十三條の二の二第一項後段」に改める。

第一百八十五條中「第二百四十三條の二第一項前段」を「第二百四十三條の二の二第一項前段」に改める。

別表第二の項中
「一 一件三百万円を超えるもの(競争入札に係るもの、指定管理者による公の施設の管理に係る協定等で当該指定管理者が管理を開始した日の属する年度の翌年度以降に係るもの及び第二百二十八條第四項に規定する標準書式による契約書に係るものを除く。次号において同じ。)」

「一 前金払又は概算払により支出するもの(前号に該当するものを除く。)」

「一件三百万円を超えるもの(競争入札、企画競争又は公募による契約に係るもの、指定管理者による公の施設の管理に係る協定等で当該指定管理者が管理を開始した日の属する年度の翌年度以降に係るもの及び第二百二十八條第四項に規定する標準書式による契約書に係るものを除く。)」に改め、同表6の項中「支出するもの」の下に「及び契約若しくは協定等の締結又は交付決定を要しないもの」を加え、同表10の項中「及び共済費」を「共済費及び雇用保険料」に改める。

別表第三の1の項から3の項までの規定中「附記する」を「付記する」に改め、同表4の項中「、指令書の写し」を削り、同表中7の項を削り、8の項を7の項とし、同表9の項中「請求書」の下に「、内訳書」を加え、同項を同表8の項とし、同表中10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、同

表13の項中「徴しがたい」を「徴し難い」に改め、同項を同表12の項とし、同表中14の項から28の項までを一項ずつ繰り上げる。
 様式第十五(その五)(表)を次のように改める。

様式第15(その5)(第31条関係)

(表)

領収済通知書愛知県⑤		納入通知書原符愛知県⑥		納入通知書兼領収書愛知県⑦	
振替口座		振替口座		振替口座	
加入者		加入者		加入者	
<p>この用紙は、直接電子計算機に読まれますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。</p>					
<p>① ③ ④ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p>					
納入義務者		納入義務者		納入義務者	
住所		住所		住所	
氏名		氏名		氏名	
該当年月		該当年月		該当年月	
家賃		家賃		家賃	
附帯設備使用料		附帯設備使用料		附帯設備使用料	
合計		合計		合計	
金融機関		金融機関		金融機関	
預金種別		預金種別		預金種別	
口座番号		口座番号		口座番号	
納付区分		納付区分		納付区分	
金融機関名		金融機関名		金融機関名	
納入目的		納入目的		納入目的	
県営住宅使用料		県営住宅使用料		県営住宅使用料	
県営住宅附帯設備使用料		県営住宅附帯設備使用料		県営住宅附帯設備使用料	
県営住宅駐車場使用料		県営住宅駐車場使用料		県営住宅駐車場使用料	
指定金融機関		指定金融機関		指定金融機関	
取りまとめ店		取りまとめ店		取りまとめ店	
発行元		発行元		発行元	
(送付先：三菱UFJ銀行東海公設部又はゆうちょ銀行名古屋計算センター)		(受入金融機関保管)		(納入者保管)裏面の注意書きを見てください。	

様式第十五(その九)(表)中備考以外の部分を次のように改める。

- 備考
- 1 用紙各片の大きさは、縦155ミリメートル、横100ミリメートルとする。
 - 2 この様式は、個別の電子計算機により作成する場合で、納入義務者が県営住宅使用料、県営住宅附帯設備使用料又は県営住宅駐車場使用料を直接又は口座振替の方法により指定金融機関等へ納付するときに使用すること。
 - 3 様式のうち、不用の文字は消すこと。

様式第15（その10）（第31条関係）

（表）

納入通知書兼領収書 愛知県		領収済通知書 愛知県	
振替口座		振替口座	
納入義務者		納入義務者	
住宅地	住宅コード	入居年月日	該当年月
3456789101112131415161718192021			
附帯設備使用料		附帯設備使用料	
22232425262728	円		
年度	計	年度	計
納付目的	県営住宅附帯設備使用料	納付目的	県営住宅附帯設備使用料
納付場所	愛知県指定金融機関又は 愛知県納付代理金融機関	納付場所	愛知県納付代理金融機関
上記の金額を納付してください。		上記の金額を領収したので通知します。	
愛知県知事	年月日	愛知県知事	年月日
印		印	
上記の金額を領収しました。		指定金融機関 (取りまとめ店)	
発行元		発行元	
※ 領収済通知書裏面の注意書きを見てください。(納入者保管)		※ 送付先：三豊ひふ下銀行東海公務部 又はひふろちよ銀行名古屋貯蓄事務センター) (愛知県保管)	

様式第十五（その十四）（表）中備考以外の部分を次のように改める。

備考 1 用紙各片の大きさは、縦145ミリメートル、横100ミリメートルとし、複写式にすること。
 2 この様式は、手書きにより作成する場合で、納入義務者が県営住宅附帯設備使用料を直接指定金融機関等へ納付するとき
 に使用すること。

（裏）

納入通知書 原符 愛知県		領収済通知書 愛知県	
振替口座		振替口座	
納入義務者		納入義務者	
住宅地	住宅コード	入居年月日	該当年月
附帯設備使用料		附帯設備使用料	
	円		
年度	計	年度	計
納付目的	県営住宅附帯設備使用料	納付目的	県営住宅附帯設備使用料
納付場所	愛知県指定金融機関又は 愛知県納付代理金融機関	納付場所	愛知県納付代理金融機関
上記の金額を納付してください。		上記の金額を領収したので通知します。	
愛知県知事	年月日	愛知県知事	年月日
印		印	
上記の金額を領収しました。		指定金融機関 (取りまとめ店)	
発行元		発行元	
※ 領収済通知書裏面の注意書きを見てください。(納入者保管)		※ 送付先：三豊ひふ下銀行東海公務部 又はひふろちよ銀行名古屋貯蓄事務センター) (愛知県保管)	

※ 御 注 意

- 1 納入場所（愛知県指定金融機関及び愛知県納付代理金融機関）
 - (1) 県内に所在する金融機関
 - 普通銀行、信託銀行、前工組合中央金庫、信用金庫、信用組合、労働金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合及び信用漁業協同組合連合会の各店舗（店頭とその旨の標識を掲げています）
 - (2) 県外に所在する金融機関
 - 愛知県内に所在する金融機関が県外に店舗を有する場合は、それらの県外店舗（ゆうちょ銀行にあっては、岐阜県、静岡県及び三重県内に所在する店舗に限る。）でも納入できます。
 - (3) 愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県内に所在する郵便局（ただし、ゆうちょ銀行代理店に限る。）
 - 2 納付期限までに納付されないときは、延滞金を納付していただくことがあります。

